

長野県消費者の会連絡会規約

(目 的)

第1条 本会は、消費者団体間等の情報交換及び連携を図るプラットフォームの構築を通じ、消費者団体並びに消費者の資質の向上をはかるとともに、広域的な消費者運動を推進することを目的とする。

(名 称)

第2条 本会は、長野県消費者の会連絡会（以下「連絡会」という。）という。

(事 業)

第3条 第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 情報交換
- (2) 研修会、講演会
- (3) 広域的な消費者運動の推進
- (4) その他必要な事項

(構成団体)

第4条 連絡会は、本会への登録を希望する地区または市町村ごとの消費者の会若しくはその連絡会をもって構成する。

2 本会に登録する団体は以下の要件を満たすものとする。

- (1) 消費者のための活動を行う団体であって、登録にあたって市町村を経由して登録書類を提出できること。
- (2) 団体及び構成員が次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員又は暴力団その他の反社会的勢力である団体又は個人。
 - イ 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者。
- (3) 専ら営利を目的とした団体でないこと。
- (4) 特定の宗教団体、政治団体若しくはこれらの外郭団体ではないこと。または専ら特定の宗教若しくは政治的目的のための活動を行う団体でないこと
- (5) その他、反社会的である等の理由によって会長が登録を認めない団体ではないこと

(役 員)

第5条 本会には世話役として会長を置き、会長は長野県消費生活センター所長とする。

2 会長は事務局に命じて次の業務を行う。

- (1) 本会への構成団体の登録、解除に関すること
- (2) 連絡会議の招集に関すること
- (3) その他本会の運営に必要な事務的事項

(連絡会議)

第6条 会長は、構成団体の過半数の合意を得て連絡会議を招集することができる。

2 連絡会議における表決権は構成団体ごと1票とする。ただし、当該構成団体が

表決に対して特別の利害関係を有する場合はこの限りではない。

- 3 構成団体は、あらかじめ提出した書面または電磁的方法により連絡会議の表決に参加することができる。
- 4 連絡会議は、事前の書面（委任状を含む）提出または電磁的方法による意思表示若しくはリモートによる参加を含め、構成団体の過半数が参加しなければ、開くことができない。
- 5 連絡会議の議長は、出席団体の互選により定める。ただし、同一の団体から続けて議長を選出することはできない。
- 6 連絡会議の議事は、参加団体の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決する。
- 7 連絡会議は、この規約に定めのあるもののほか、次に掲げる事項を審議し決定する。
 - (1) 本会の解散
 - (2) 規約の変更
 - (3) その他本会の運営に必要な事項

(オブザーバーの出席等)

第6条の2 本会に登録していない消費者の会または市町村は、連絡会議にオブザーバーとして出席することができる。この場合において、オブザーバーは連絡会議の議事の表決に加わることはできない。

(事業年度)

第7条 事業年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終了するものとする。

(事務局)

第8条 連絡会の事務局は、長野県消費生活センター内に置く。

(補 則)

第9条 この規約に定めるもののほか、この規約の実施に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規約は、昭和58年8月23日から施行する。

附 則

この規約は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成9年10月2日から施行する。

附 則

この規約は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年4月3日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年8月7日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年7月29日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年7月4日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年11月10日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。